

野焼きはやめましょう

ごみの野焼きに関する苦情が増えています

洗濯物に汚れや臭いがつく、煙や臭いで気分が悪くなる等の近所迷惑になります。

また、有害物質を発生させる危険や、火災発生の原因にもなります。

ドラム缶や一斗缶等での焼却、構造基準に満たない小型焼却炉も使用できません。

野焼き（屋外不法焼却）の禁止

野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で、原則的に禁止されています。また、第25条・第32条で罰則が規定されています。

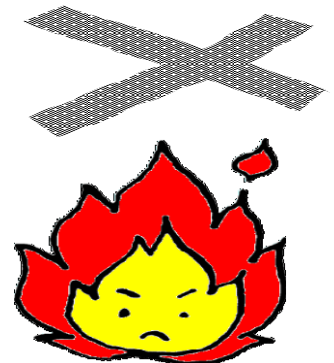
ただし、施行令第14条で焼却禁止の例外が定められています。

焼却禁止の例外	
①	河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却等
②	防災訓練での消火訓練用の焼却等
③	とんど焼き等（ただし、行事からでる普通のごみは焼却できません）
④	農業（畦焼き、稲わら・もみ殻・草等の焼却等）、林業（伐採した枝等の焼却等） 漁業（魚網に付着した海産物の焼却等） マルチや肥料袋は*
⑤	バーベキュー、風呂・かまど炊き等（日常生活を営む上で軽微なもの）
違反して焼却した場合	
①	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその併科
②	従業員が野焼きを行った場合、その事業主にも罰則が適用（3億円以下の罰金）

例外とされる焼却であっても、苦情があれば「やむを得ない行為」「軽微な行為」とは言えません。

刈った草などは、できるだけ堆肥化するか、収集袋で出すことや直接ごみ処理施設へ持ち込みをしてください。

やむを得ず焼却する場合の注意	
①	よく乾燥させる
②	一度にたくさん焼却しない
③	風向き、時間帯、場所等を考慮する
④	焼却中は現場にいる
⑤	周辺に民家等がある場合は、ご近所の理解を得る



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。以下省略～)しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物(以下省略～)の収集、運搬及び処分に関する基準(以下省略～)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第25条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 3億円以下の罰金刑

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物(以下省略～)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

2 一般廃棄物の処分(以下省略～)又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第1条の7 令第3条第2号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気がとが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

お問い合わせ先

東広島市 生活環境部 廃棄物対策課

〒739-8601

東広島市西条栄町8-29

TEL082-420-0926

FAX082-426-3115